

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税賦課事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

いわき市長

## 公表日

令和5年2月21日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務										
①事務の名称	国民健康保険税賦課事務									
②事務の内容	<p>【概要】            地方税法及びいわき市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険の加入・脱退に伴う国民健康保険税の賦課事務を行う。</p> <p>【内容】            ①国民健康保険税の賦課、徴収方法、期割税額の決定・管理            ②税額の通知            ③国民健康保険税の軽減措置            ④国民健康保険税の減免申請の受理、承認もしくは却下の決定及び通知            ⑤行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用し取得する。</p>									
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>			1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	
<選択肢>										
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満									
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満									
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム										
システム1										
①システムの名称	ホストシステム									
②システムの機能	国民健康保険の加入脱退に伴う被保険者の加入期間から、当該年度賦課対象者の所得及び資産を把握し、保険税を算定し保険税の賦課事務を行い、それに伴う賦課情報を逐次更新する。									
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ○ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ○ ] 宛名システム等</td> <td>[ ○ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム	[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム	[ ] その他 (	)	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ○ ] 庁内連携システム									
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム									
[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム									
[ ] その他 (	)									
システム2～5										
システム2										
①システムの名称	国民健康保険税課税台帳システム									
②システムの機能	国民健康保険税の賦課額、徴収方法、期割税額等を管理する。									
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ○ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム	[ ] その他 (	)	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム									
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム									
[ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム									
[ ] その他 (	)									



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民健康保険税賦課ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、24条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民協働部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険加入者及び加入世帯
その必要性	国民健康保険税を賦課するにあたり、加入者・世帯主等の正確な特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報及びその他住民票関係情報: 加入者の世帯状況等を確認するために保有</li> <li>・地方税、医療保険関係情報: 国民健康保険税の賦課を行うために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民協働部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民協働部市民課、財政部市民税課、財政部資産税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 年金保険者 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	国民健康保険税賦課								
④使用の主体	使用部署	市民協働部国保年金課、財政部税務課、小名浜・勿来・常磐・内郷・四倉税務事務所、総務部情報政策課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		① 国民健康保険税賦課計算 住民情報、所得情報をもとに国民健康保険税の賦課計算を行う。 ② 納税通知 徴収方法(特別徴収)の決定及び税額の通知							
	情報の突合	① 住民票関係情報と突合して、資格の状況を確認する。 ② 地方税関係情報と突合して、所得額を確認する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> ( ) 1) 件	＜選択肢＞		1) 委託する	2) 委託しない				
＜選択肢＞									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱い								
①委託内容	国民健康保険税賦課事務を当市に代行して実施するために必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	株式会社FSK								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	＜選択肢＞								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									
委託事項2～5									
委託事項6～10									
委託事項11～15									
委託事項16～20									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <span style="float: right;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </span>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <span style="float: right;"> <small>&lt;選択肢&gt;</small>            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </span>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### 【いわき市における措置】

入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

—

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

マイナンバー、市民番号、世帯番号、住所、方書、郵便番号、氏名、電話番号、被保険者証番号、納税義務者番号、通知書番号、前年度の内容納税義務者番号、前年度の内容年税額、前年度の内容町名、異動区分、届出年月日、世帯主区分、資格取得年月日、取得事由、資格喪失年月日、喪失事由、退職者医療該当区分、退職者医療取得年月日、退職者医療喪失年月日、被保険者数、家族数、世帯主となった年月日、軽減非該当区分、世帯発生月、世帯消滅月、取得・喪失区分、被保険者の月別加入状況、課税標準課税標準額、課税標準固定資産税額(土地及び家屋分)、課税標準均等割人員、算出税額所得割額、算出税額資産割額、算出税額均等割額、算出税額平等割額、算出税額合計、合計所得金額、擬制世帯主所得割額、擬制世帯主均等割額、擬制世帯主資産割額、被保険者異動に伴う月割増額、被保険者異動に伴う月割減額、課税限度額を超える税額、課税額、期別税額(第1期～第8期)、随時課税分税額(過年度1～過年度4)、減税世帯の状況 減税区分、減税世帯の状況 7割減税平等割の額(増減額)、減税世帯の状況 7割減税均等割の額(増減額)、減税世帯の状況 5割減税平等割の額(増減額)、減税世帯の状況 5割減税均等割の額(増減額)、減税世帯の状況 2割減税平等割の額(増減額)、減税世帯の状況 2割減税均等割の額(増減額)、所得割を有する人員、資産割を有する人員、世帯発生・消滅区分、地区外転居区分、課税算出時の端数金額、調定額、基礎控除額、給与所得に係る割増控除額、擬制世帯主分を除いた課税総所得金額、擬制世帯主分の課税総所得金額、世帯主の員番号、世帯員の員番号、世帯主変更に係る賦課月数、世帯主変更に係る員の月数、変更・決定 事由、変更・決定 年月日、性別、続柄、生年月日、職業区分、所得未調査区分、営業、農業、その他の事業、その他、給与(老齢年金特別控除後)、給与、譲渡、合計、月割税額、月割対象増減額、世帯員の異動に係る増減額、差引調定額、特別徴収整理番号、市民税徴収区分、擬制世帯の員の収入金額、租税特別措置法適用条文、均等割人員、所得割人員、総所得金額、課税標準額、所得割額、所得税の有無、営業所得金額、農業所得金額、その他の事業所得金額、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与収入金額、恩給・年金収入金額、雑所得金額、総合譲渡所得金額(短期)、総合譲渡所得金額(長期)、一時所得金額、繰越損失額、譲渡所得特別控除額、総合譲渡・山林・一時所得の特別控除額、分離譲渡所得金額(短期)、分離譲渡所得金額(長期)、分離譲渡所得金額(優良住宅地)、山林所得金額、事業専従者給与額又は控除額、老年者区分、未就学児の人数、未就学児の課税額、世帯の年齢別人員 0歳～7歳、世帯の年齢別人員 40歳～64歳、世帯の年齢別人員 65歳～74歳、世帯の年齢別人員 75歳以上、擬制世帯主 資産税額、擬制世帯主 軽減所得割額、擬制世帯主 軽減資産割額、擬制世帯主 軽減均等割額、名寄番号、課税年度、税目

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民健康保険税賦課ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録システム及び税務システムからの情報入手については、あらかじめ定められたインターフェイスに基づき取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・住民からの情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <span>1) 特に力を入れている</span> <span>2) 十分である</span> </div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名情報にアクセスすることによって個人情報を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、国保税関係情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <span>1) 特に力を入れている</span> <span>2) 十分である</span> </div> </div>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 行っている ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <span>1) 行っている</span> <span>2) 行っていない</span> </div> </div>
具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 20px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <span>1) 特に力を入れている</span> <span>2) 十分である</span> </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を取り扱うにあたり、全職員に対し市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、臨時職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。</li> <li>・住民記録システム及び税務システムにおいては、記録媒体への情報書き込みを禁止している。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の提供先の限定・情報漏洩を防ぐための保管に責任を負う</li> <li>・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる</li> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い</li> <li>・再委託の禁止</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはアクセスログに記録している。</p>	
その他の措置の内容	ハードディスク、USBメモリ、CDへの書き込みをシステム側で禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容	死者の個人番号についても生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	情報公開センター【総務部総務課】 970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
②請求方法	市役所本庁1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか、情報公開センターへ郵送で請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	いわき市市民協働部国保年金課 970-8686 いわき市平字梅本21番地
②対応方法	問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年2月21日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 6 ②所属長	国保年金課長 吉村 公孝	国保年金課長 本間 雅雄	事後	
平成28年9月2日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワード及び乱数表による認証を行っている。	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。	事後	
平成28年9月2日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月1日	平成28年9月1日	事後	
平成29年4月1日	I 6 ②所属長	国保年金課長 本間 雅雄	国保年金課長 本田 功	事後	
平成30年4月1日	I 6 ②所属長	国保年金課長 本田 功	国保年金課長 山野邊 英世	事後	
平成31年2月12日	I 6 ②所属長の役職名	国保年金課長 山野邊 英世	国保年金課長	事後	
平成31年2月12日	Ⅲ7② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
平成31年2月12日	Ⅱ5移転先①法令上の根拠	番号法第9条第2項(条例制定予定)	番号法第9条第2項	事後	
令和3年9月1日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年2月21日	I 5 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和5年2月21日	Ⅱ2 ④記録される項目 別添1	期別税額(第1期～第5期)、分離譲渡所得員額(短期)、分離譲渡所得員額(長期)、分離譲渡所得員額(優良住宅地)、世帯の年齢別人員 0歳～3歳、世帯の年齢別人員 65歳～69歳、世帯の年齢別人員 70歳以上	期別税額(第1期～第8期)、分離譲渡所得金額(短期)、分離譲渡所得金額(長期)、分離譲渡所得金額(優良住宅地)、未就学児の人数、未就学児の課税額、世帯の年齢別人員 0歳～7歳、世帯の年齢別人員 40歳～64歳、世帯の年齢別人員 65歳～74歳、世帯の年齢別人員 75歳以上	事後	
令和5年2月21日	Ⅱ5特定個人情報の提供・移転	移転を行っている(1件)	移転を行っていない 移転先1削除	事後	
令和5年2月21日	Ⅲ3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びリスクに対する措置		・特定個人情報を取り扱うにあたり、全職員に対し市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、臨時職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。 ・住民記録システム及び税務システムにおいては、記録媒体への情報書き込みを禁止している。	事後	
令和5年2月21日	Ⅲ4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・特定個人情報ファイルの取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い ・再委託の禁止	事後	
令和5年2月21日	Ⅲ5特定個人情報の提供・移転 ルール内容及びルール遵守の確認方法	庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはアクセスログに記録している。	庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはアクセスログに記録している。	事後	
令和5年2月21日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年9月1日	令和5年2月21日	事後	